

議案第9号

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例について

預かり保育に係る給食費の保護者負担を軽減するため、港区立認定こども園条例（平成27年港区条例第35号）の一部を改正します。

1 改正理由

区は、国における子育てにかかる経済的支援の動きを捉えつつ、依然として続く物価高騰が及ぼす子育て世帯への影響を鑑み、保護者が安心して子育てできるように、令和5年9月から保育園給食費の負担軽減を開始しました。

これにより、認可保育園等に在籍する0～2歳児クラスの児童（3号認定子ども）及び3～5歳児クラスの児童（1・2号認定子ども）の給食費が無料となりましたが、港区立芝浦アイランドこども園の1号認定子どもについては、8月が一日単位での預かり保育となり、給食費は保護者負担となることから、同じクラス内での給食費負担に不均衡が生じます。

そこで、預かり保育に係る給食費を無料とすることで、同じクラス内での給食費負担の均衡を図ります。

2 改正内容

1号認定子どもの8月の預かり保育に係る給食費（250円/日）を無料とします。

3 施行期日

公布の日

港区立認定こども園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(預かり保育の実施)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める預かり保育に要する費用(以下「預かり保育料」という。)を徴収する。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第一～別表第三 (略)</p> <p>別表第四 (別紙のとおり)</p> <p>別表第五 (略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(預かり保育の実施)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める預かり保育に要する費用及び給食費(以下「預かり保育料」という。)を徴収する。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第一～別表第三 (略)</p> <p>別表第四 (別紙のとおり)</p> <p>別表第五 (略)</p>

(改正案)

別表第4 (第8条、第9条関係)

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (子ども単位)	徴収日額 (子ども単位)	
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	預かり保育に要する費用	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	800
		2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	800
		3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	800
		4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	800
		5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	800

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第4 (第8条、第9条関係)

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (子ども単位)	徴収日額 (子ども単位)		
階層 区分	定 義	幼児教育に 要する費用	預かり保育に 要する費用	給食費 (8月のみ)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 <u>0</u>	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	0	0	<u>0</u>	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	800	<u>250</u>
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	800	<u>250</u>
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	800	<u>250</u>
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	800	<u>250</u>
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	800	<u>250</u>

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。